

【 画像診断 】

８５９ 特殊撮影（一連につき）におけるスポット撮影の算定について

《令和８年８月３１日》

○ 取扱い

- ① 食道に対するE002撮影「２」特殊撮影（一連につき）におけるスポット撮影の算定は、原則として認められない。
- ② 乳房に対するE002撮影「２」特殊撮影（一連につき）におけるスポット撮影の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

スポット撮影については、厚生労働省通知※に以下のとおり示されており、食道及び乳房は対象の部位ではない。

以上のことから、食道及び乳房に対するE002撮影「２」特殊撮影（一連につき）におけるスポット撮影の算定は認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

特殊撮影とは、パントモグラフィー、断層撮影（同時多層撮影、回転横断撮影を含む。）、スポット撮影（胃、胆嚢及び腸）、側頭骨・上顎骨・副鼻腔曲面断層撮影及び児頭骨盤不均衡特殊撮影（側面撮影及び骨盤入口撮影後、側面、骨盤入口撮影のフィルムに対し特殊ルーラー（計測板）の重複撮影を行う方法をいう。）をいう。なお、胃のスポット撮影、胆嚢スポット撮影及び腸スポット撮影については、消化管撮影の一連の診断行為の１つとみなされる場合であっても、第１節エックス線診断料の「２」の適用の対象とする。